

もしもの時の

令和5年4月1日義務化

自転車保険

加入していますか!?

高額賠償事例

小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。
(神戸地方裁判所、平成25年7月判決)

賠償額

約 **9,521** 万円



「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。

令和4年10月6日施行（一部）

自転車保険加入の義務化

(令和5年4月1日より)

- 自転車利用者
保険等に加入しなければなりません。
- 保護者
未成年のお子様を利用するときは、保険等に加入しなければなりません。



努力義務

自転車の点検整備をしましょう。
また、幼児用座席に幼児を乗せる際は、ヘルメットとシートベルトを着用させましょう。

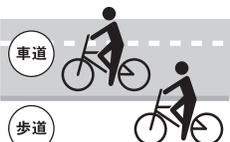


定期的な点検・整備

点検整備を怠ると、交通違反となるだけでなく、交通事故の原因となってしまう可能性があります。



自転車安全利用五則を守りましょう!



01 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先しましょう。



02 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認をしましょう。



03 夜間はライトを点灯しましょう。



04 飲酒運転は禁止です。



05 ヘルメットを着用しましょう。



詳細は、ホームページをご確認ください。

広島県 自転車条例

検索

広島県自転車条例について



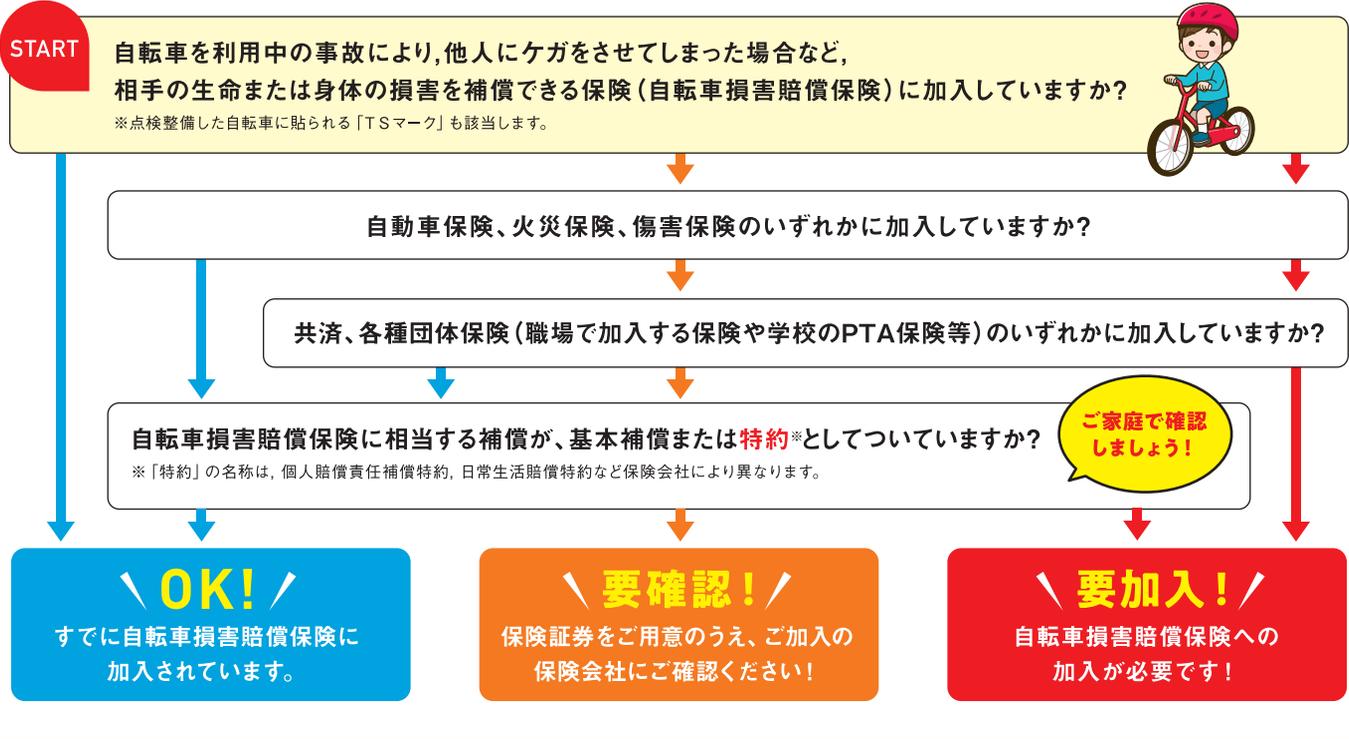
自転車の交通ルールやマナーについて



＼ 自転車を利用されるなら、この機会にチェックしてみましょう！ ／

自転車損害賠償責任保険等の加入状況チェックシート

はい →
わからない →
いいえ →



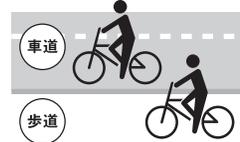
万が一に備え 自転車保険に加入しましょう!

事故による損害を補償する自転車損害賠償責任保険等の種類一覧

自転車保険にはさまざまな種類があります。保険代理店や最寄りの自転車販売店にお問い合わせましょう。

保険の種類	概要	事故の相手		自分
		生命・身体	財産	生命・身体
自転車保険 <small>※保険会社や保険の種類によるが、個人賠償責任保険と損害賠償がセットになったものが多い</small>	各損害保険代理店、自転車保険の取り扱いがある銀行の窓口、インターネットや通信販売、一部のコンビニなど	○	○	○
TSマーク付帯保険	自転車安全整備店で購入または整備を行い、合格した自転車に付与されるもの（保証期間は1年）	○	×	○
個人賠償責任保険	自動車保険の特約、火災保険の特約、傷害保険の特約	○	○	×
傷害保険		×	×	○
団体保険	会社などの団体保険、PTAや学校が窓口となる保険	保険会社や保険の種類による		
共済	全労済、県民共済の特約など			
カードの付帯保険	各カード会社の保険			

自転車安全利用 五則 を守りましょう!



01 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先しましょう。



02 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認をしましょう。



03 夜間はライトを点灯しましょう。



04 飲酒運転は禁止です。



05 ヘルメットを着用しましょう。

お問い合わせ

土木建築局 道路企画課
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
☎082-513-3891

環境県民局 県民活動課
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
☎082-513-2723